

三好市・東みよし町指定ごみ袋 取扱店マニュアルの補足説明

4 ページ

ごみ有料化に伴う手数料等の内訳

可燃ごみ袋と不燃ごみ袋 のみ有料化の対象です。

資源ごみ袋は、これまで同様です。

可燃・不燃ごみ袋の小売店で販売する販売価格は、統一価格とさせていただきます。

また、可燃・不燃ごみ袋の小売店利益は、すべての小売店統一とさせていただきます。

小売店は、販売価格をお客様より徴収し、小売店利益を除く金額を製造会社の問屋と広域連合に支払っていただくこととなります。

広域連合に支払う手数料は、可燃・不燃ごみ袋のみです。

可燃ごみ（大）でご説明します。（税抜きで説明）

取扱店は、お客様から、10枚入り、300円を徴収し、小売店の利益39.8円を除く額、94.2円を問屋へ支払い、166円を広域連合に支払って頂きます。

なお、この小売店の利益額の設定は、業務委託料相当額を上乗せした額設定としています。つまり、広域連合への手数料納付事務などに対する委託費が含まれているということです。ご理解をよろしくお願いいたします。

（管内の現状の利益（令和2年に管内25店舗を調査）の平均額に業務委託料相当額を上乗せ）

今後、製造代金は、近年の円安や原料の値上がり等により、製造会社により値上げ予定です。

たとえば、製造代金が10円値上げとなった場合は、広域連合へのごみ処理手数料を10円減額し、小売店利益及び販売価格は、変更なしとする予定です。

7 ページ

指定ごみ袋取扱店指定までの流れ

取扱店の指定申請等を広域連合に提出願います。

様式は、資料3の取扱要綱2ページの様式第1号 と 資料4のごみ袋取扱業務委託契約書2部に必要事項を記入し提出してください。

その後、広域連合から取扱店に、結果通知と取扱店指定証及び委託契約書 1部を送付します。指定証は、店舗の消費者の見えやすい場所に掲示してください。

なお、初回注文数量、9月販売分は、注文数量が大量になると予測されることから、製造業者から、初回の製造必要量を把握したいと依頼されています。そこで資料2の「指定ごみ袋注文数量通知書」でできるだけ早めに広域連合に通知をお願いします。

8 ページ

現在の指定ごみ袋の取扱いについて

有料化開始以降は、旧の燃やすごみ袋、燃やさないごみ袋で、集積場所に排出されても収集できません。

ただし、9月・10月・11月の3か月間は、移行期間として、新旧どちらのごみ袋でも収集します。

12月以降は、旧袋では収集できませんので住民へのご周知をお願いしたいと思えます。

現在の可燃・不燃ごみ袋の販売スペースに、今日配布の資料5「現在の指定ごみ袋の取扱い」お知らせチラシ を お客様の見えやすい場所に貼って周知をお願いします。

なお、現在の燃えるごみ袋と燃えないごみ袋の6月・7月・8月の注文数量は、前年実績以内とさせていただきますのでご留意願います。

※ 提出が必要な書類

資料3の様式第1号「指定ごみ袋取扱店指定申請書」

資料4の「指定ごみ袋取扱業務委託契約書」を2部

資料2の「指定ごみ袋注文数量通知書」に初回注文数量を記入
広域連合清掃センターに早めに提出して下さい。

ごみ袋有料化に伴う、取扱店様への業務委託は、家庭系ごみ有料化を実施していく上で欠くことのできない重要な業務です。

取扱店の皆様にはご理解を頂きご協力をよろしくお願いいたします。